

免税店の皆様

全国免税店協会 事務局

ロシア向け一部貨物（奢侈品）の輸出禁止措置に基づく対応について

平素より、適正な免税制度運用にご協力いただきありがとうございます。

標題の件、今般の輸出貿易管理令の一部改正（2022年4月5日施行、以下「当該措置」。）に伴う、関係省庁からの要請に基づき下記のとおりご案内申し上げます。

当該措置は、規制対象となる奢侈品（以下、対象品）をロシアへ持ち出す者に対し、輸出の承認を受ける義務を課すものであり、免税店を規制するものではありません。しかしながら、購入者がロシアへの帰国者又は出国者である場合に、免税購入された対象品が同国へ持ち出されることも想定されるため、免税店の皆様へ下記対応のご検討をお願いするものとなります。

ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. ご依頼事項

免税手続等の中で、購入者がロシアへの帰国者又は出国者であると把握できた場合、かつ購入物品が対象品であった場合、購入者へ規制の対象となる可能性がある旨の注意喚起について、対応のご検討お願い致します。

<対象品>

○対象となる奢侈品（輸出貿易管理令に基づく輸出禁止）

- ・ 酒類
- ・ たばこ製品
- ・ 香水類、化粧品
- ・ 革製品
- ・ 毛皮
- ・ 衣類、履物（10万円超）
- ・ 帽子（10万円超）
- ・ 絨毯
- ・ 宝飾品
- ・ 陶磁製品
- ・ ガラス製品
- ・ ダイビング用機器
- ・ 乗用車（600万円超）、バイク（60万円超）
※ 原動機付きシャーシ、車体等を含む
- ・ ノートパソコン
- ・ 時計（貴金属を使用したもの）
- ・ グランドピアノ（20万円超）
- ・ 美術品、骨とう品

※少額（4万円以下）の物品は対象としない。

- ・ 紙幣・金貨・金の地金（注）

2. 添付資料

- ・ 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について
（経済産業省 2022年3月29日発表）

以上